



COVID-19 関連法令(二)

各種国税の申告納付期限の延長

新型コロナウイルス(COVID-19)の拡大を受け、財政部は税金徴収法第10条の規定に基づき、2020年3月から5月の各種税目の申告納付期限の延長を公告しました。営利事業所得税に関連する部分は以下の通りです。その他の税目に関する詳細は添付をご参照ください。

適用税目	従来 ¹ の申告納付期限	延長後の申告納付期限
2019年度営利事業所得税確定申告	5月1日から6月1日	6月30日 (適用対象者のみ)
営利事業所得税決算申告、清算、特殊会計年度の確定申告及び中間納付申告	6月1日より前の申告期限日	30日間延長 (適用対象者のみ)
添付書類	納税義務者は延長後の期限までに、主務機関発行の隔離治療通知書、隔離通知書又は検疫通知書等の関連証明書類を添付し、申告書及び添付関連書類と併せて、管轄税務当局へ申告・納税すること。	
適用対象 (本公告の適用対象は事前の申請提出は不要)	<ol style="list-style-type: none"> 営業人、製造業者、営利事業者又は教育、文化、公益、慈善機関又は団体：その責任者、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人で、法定の申告納付期間中に隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた者。 源泉徴収義務者：本人、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人で、法定の申告納付期間中に隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた者。 	

納税義務者がさらに新型コロナウイルス(COVID-19)の拡大による影響(例：無給休暇による経済的困難)を受け、**規定の納付期間内に一括納税出来ない場合**、納税義務者は税金徴収法第26条の関連規定(事先の承認申請が必要)に基づき、**規定の納付期間(延長期間を含む)内に**管轄税務当局へ納税の延期又は分割納税を申請することが出来ます。詳細規定については賦税署が作成し、後日公告される予定です。

表 1-1

**新型コロナウイルス(COVID-19)の拡大に対応するため
2020年3月から5月までの各種国税申告・納付期限の延長に関する明細表**

適用対象			
1.個人：法定申告・納税期間において隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた者。 2.営業人、製造業者、営利事業者又は教育、文化、公益、慈善機関又は団体：その責任者、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人で、法定の申告納付期間中に隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた者。 3.源泉徴収義務者：本人、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人で、法定の申告納付期間中に隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた者。			
適用税目		従来の申告納税期間	延長後の申告納税期間
所得税	2019年度個人所得税申告	5月1日～6月1日	6月30日
	2019年度営利事業所得税確定申告	5月1日～6月1日	6月30日
	営利事業所得税確定申告、清算申告、特殊会計年度確定申告及び中間納付申告	6月1日より前の申告期限日	30日間延長
	個人家屋土地取引所得税 (房地合一所得税)	家屋及び土地の所有権移転登記日又は家屋使用権取引日の翌日から30日以内(6月1日より前の申告期限日)	30日間延長
	源泉税徴収代行義務者が毎月10日までに国庫に納付する前月の徴収税(居住者)	3月1日～3月10日	3月31日
		4月1日～4月10日	4月30日
		5月1日～5月10日	6月1日
源泉税徴収代行義務者が台湾国内に居住していない個人又は台湾国内に固定営業場所を設置しない営利事業者に源泉税対象所得を支給する場合に、税金代行徴収日から10日以内に国庫に納付し源泉徴収票を申告する必要がある徴収税(非居住者)	税金代行徴収日から10日以内 (6月1日より前の申告期限日)	20日間延長	
消費税	1-2月の営業税(月ごとを含む)	3月1日～3月15日	3月31日
	3月の営業税(月ごとに)	4月1日～4月15日	4月30日
	3-4月の営業税(月ごとを含む)	5月1日～5月15日	6月1日
	2020年第1四半期に査定・課徴する営業税	5月1日～5月10日	6月1日
	月ごとに査定・課徴する営業税	3月1日～3月10日	3月31日
		4月1日～4月10日	4月30日
		5月1日～5月10日	6月1日
	貨物税、たばこ・酒税、特種貨物及び役務税	3月1日～3月15日	3月31日
		4月1日～4月15日	4月30日
5月1日～5月15日		6月1日	

資料出所：[財政部賦税署109-03-05新聞稿\(中国語\)](#)

その他	<p>納税義務者である個人又は事業者、生産製造業者、営利事業者又は教育、文化、公益、慈善機関或いは団体の責任者、会計責任者、源泉徴収義務を有する部門上長又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人等が前述の申告・納税期限延長期間の満期時になお隔離治療を受けている場合、その申告・納税期限は隔離治療終了日の翌日から20日間延長することができる。</p>	
申請 手 続 及 び 添 付 証 明 書 類	税金の申告・納付	<p>納税義務者は延長後の期限までに、主務機関発行の隔離治療通知書、隔離通知書又は検疫通知書等の関連証明書類を添付し、申告書及び添付関連書類と併せて、管轄税務当局へ申告・納税すること。</p>
	税金の査定・課徴	<p>納税義務者は延長後の期限までに、主務機関発行の隔離治療通知書、隔離通知書又は検疫通知書等の関連証明書類を添付し、管轄税務当局で納税期間の延長手続を行うこと。</p>

表 1-2

新型コロナウイルス(COVID-19)による車両ナンバープレート税及び家屋税の納付期間延長明細表

適用対象		
2020年の車両ナンバープレート税及び2020年の家屋税の納付期間内に隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた個人、法人及び非法人団体の責任者又は会計責任者		
適用税目	法定申告納税期間	申告納税期間の延長
2020年車両ナンバープレート税	4月1日～4月30日	6月1日
2020年家屋税	5月1日～6月1日	6月30日
その他	個人、法人及び非法人団体の責任者又は会計責任者が前述の申告・納税期限延長期間の満期時になお隔離治療を受けている場合、その申告・納税期限は隔離治療終了日の翌日から20日間延長することができる。	
申請手続及び添付 証明書類	納税義務者は延長後の期限までに、各級衛生主務機関が発行した隔離治療通知書、隔離通知書又は検疫通知書等の証明書類を納付書及び関連書類と併せて、管轄主務機関に申請し申告・納税する。	

附表2

新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により税金徴収法第26条に基づく納付期間の延長又は分割納付回数の申請及び申請プロセス

単位:台湾元

納付すべき税額	納付方法	
	延長期間	分割回数 (1か月に1回とする。)
20万未満	1-2か月	2-3回
20万以上100万未満	1-3か月	2-6回
100万以上500万未満	1-6か月	2-12回
500万以上1,000万未満	1-12か月	2-24回
1,000万以上	1-12か月	2-36回
申請手続及び添付 証明書類	納税義務者は規定納付期間(延長期間を含む)内に、管轄主務期間に納付期間の延長又は税金の分割納付を申請する。	

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel : 02 8101 6666
Fax : 02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel : 03 579 9955
Fax : 03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel : 04 2415 9168
Fax : 04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel : 06 211 9988
Fax : 06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax : 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)
Fax : 02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

home.kpmg/tw/jp

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.